＜参考様式１＞

就農準備緊急支援資金の申請に係る

提出書類及び事業内容に関する確認書

申請を行うにあたり、次の事項について確認の上、確認欄にチェックして提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅰ　提出書類の確認事項（提出する書類にのみチェックを記入） | 確認欄 |
|  | 研修計画（様式１） | □ |
| 研修カリキュラム（研修計画別添１） | □ |
| 履歴書（研修計画別添２） | □ |
| 前職の離職票の原本又は雇用保険受給資格者証の写し（研修計画別添３）※いずれも所持していない場合は、その理由書（参考様式２） | □ |
| 農業研修に関する確認書の写し（研修計画別添４） | □ |
| 確約書（研修計画別添５）：研修後に親元就農する予定の方のみ | □ |
| 傷害保険証書の写し及び個人賠償保険証書の写し：証書が無い場合は、申し込んだことがわかる書類（研修計画別添６） | □ |
| 個人情報の取扱いに関する同意書（研修計画別添７） | □ |
| 令和６年分の世帯全員の所得を証明する書類（研修計画別添８）(源泉徴収票、所得証明書等)(原本) | □ |
| 身分証明書（運転免許書等）の写し（（公社）あおもり農業支援センター研修の場合）、在校証明書（営農大学校学生の場合）（研修計画別添９） | □ |
| Ⅱ　事業内容に関する確認事項（確認した事項全てにチェックを記入） |  |
| １　研修や就農などの状況報告について資金の交付を受けた後は次の報告が必要となること、期限までに報告をしない場合には、その後の交付を受けられないことや既に受け取った資金を返還することになることを理解しました。 | □ |
|  | 研修状況報告（研修中半年ごとに提出） 【交付要綱別紙様式第３－１､２号】 | □ |
| 就農状況報告（研修終了後６年間、毎年７月末及び１月末までに提出。）【独立・自営就農の場合：交付要綱別紙様式第４－１号、雇用就農の場合：４－２号、親元就農する場合：４－３号】 | □ |
| 住所等変更届（居住地や電話番号を変更した場合、１か月以内に（交付期間内及び交付期間終了後６年間）提出）【交付要綱別紙様式第７号】 | □ |
| 就農届（独立・自営就農、雇用就農、または親元就農した場合、就農後１か月以内に提出）【交付要綱別紙様式第９号】 | □ |
| ２　資金の返還について次の何れかに該当した場合、既に受け取った資金を返還することになることを理解しました。 | □ |
|  | 研修を途中で中止・休止した場合 | □ |
| 支援センターの現地確認などで、適切な研修を行っていないと判断された場合 | □ |
| 研修終了後１年以内に５０歳未満で、独立・自営就農、雇用就農、または親元就農をしなかった場合 | □ |
| 独立・自営就農または雇用就農を、給付期間の１．５倍または２年間のいずれか長い期間、継続しない場合 | □ |
| 独立・自営就農した者が就農後５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。 | □ |
| 独立することを前提として雇用就農を行う場合、就農後５年以内に独立・自営就農、又は法人の共同経営者とならなかった場合。 | □ |
| 親元就農した者が確約書で確約したことを実施しなかった場合。 | □ |
| 必要な報告を行わなかった場合 | □ |
| 虚偽の申請等を行った場合 | □ |
| ３　就農準備緊急支援資金の交付終了後も引き続き研修を受ける場合（継続研修） |  |
|  | 継続研修は、事前に、支援センターへの申請と承認が必要であることを理解しました。 | □ |
| 継続研修は、今回承認を受ける研修が終了してから１か月以内に開始しなくてはならないことを理解している。 | □ |
| ４　独立・自営就農について研修終了後に独立・自営就農をする場合、次の全てを満たす必要があることを理解しました。※独立・自営就農した日は、全てを満たした日（以降）となる。 | □ |
|  | あなたが、農地の所有権または利用権を有すること。 | □ |
| 主要な農業機械・施設を、あなたが所有するか、借りていること。 | □ |
| 生産物や生産資材などを、あなたの名前で出荷・取引すること。 | □ |
| あなたの農畜産物の売上げや経費の支出などの経営収支を、あなた名義の通帳と帳簿で管理すること。 | □ |
| あなたが農業経営に関する主宰権を有すること。 | □ |
| ５　親元就農について研修終了後に親元就農をする場合、次の全てを満たす必要があることを理解しました。 | □ |
|  | 就農にあたって家族経営協定等によりあなたの責任や役割を明確にすること。 | □ |
| 就農後５年以内に親の経営の全部を経営継承するか親の農業経営が法人化されている場合はその法人の経営者になること。（共同経営者となる場合も含む）又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること。 | □ |
| ６　雇用就農について研修終了後に雇用就農する場合、次の全てを満たす必要があることを理解しました。 | □ |
|  | 雇用就農先は農業生産を営んでいる個人農家又は農業法人であること。（農協や市場、種苗会社などの農業関連企業は該当しない。） | □ |
| 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結していする、又は通算５年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後５年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。 | □ |
| 雇用就農先が３親等以内の親族ではないこと。（３親等以内の親族の経営であっても他の従業員と同等の条件で雇用される等、労働者性が認められる場合を除く。） | □ |
| Ⅲ　税務申告等について（確認した事項全てにチェックを記入） |  |
|  | この資金は雑所得扱いとなるため、あなた自身が税務申告を行わなければならないことを理解しました。 | □ |
| あなたに所得が発生することで、扶養者の扶養控除や変更の手続き、健康保険への加入の手続きなど各種の手続きが発生する場合があることを理解しました。（注）税務申告や扶養者の設定・変更、健康保険への加入手続きなどについては、必ず、各自で確認の上、適切に対応してください。 | □ |

以上の事項を確認し、了承の上、研修計画を申請します。

　　年　　月　　日

申請者　住所

　　　　　　　　　　氏名